



海上保安庁の薬物水際対策について

1 過去 5 年間の摘発実績

平成 28 年の数値は、8 月 1 日現在の速報値。

| 区分 \ 年別 | | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|---------|------|---------|---------|----------|----------|---------|----------------|
| 摘発件数(注) | | 7 | 10 | 7 | 7 | 7 | 5 |
| 押収量 | 覚醒剤 | 10.8kg | 2.99kg | 10.98kg | 195.71Kg | 83.29kg | 696.91kg |
| | 大麻 | 0.2g | 4.6g | 5.7g | 3.2g | 0.7g | 0 |
| | 麻薬 | 0 | 3.5kg | 116.37kg | 0 | 86.39g | 646.39g 66錠 |
| | あへん | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7.95g |
| | 指定薬物 | 0 | 29.02kg | 0 | 0 | 0.52g | 0 |
| | 合計 | 10.8kg | 35.51kg | 127.35kg | 195.71kg | 83.37kg | 697.56kg |

注：表の数値は、当庁単独又は他機関と合同で摘発したもの。

2 最近の主な摘発事例

ナイジェリア人乗組員による覚醒剤密輸入事件（海保・警察・税関）

平成 27 年 12 月、関係機関と合同で、倉敷市水島港に入港したバミューダ籍船「LNG ONDO」から上陸し、リュックサックに隠匿した覚醒剤約 6 キログラムを密輸入したナイジェリア人乗組員他関係者 3 名を覚せい剤取締法違反（営利目的密輸）で摘発した。

暴力団幹部らによる大量覚醒剤密輸入事件（海保・警察・税関・麻取）

平成 28 年 2 月、関係機関と合同で、暴力団幹部ら 5 名を、覚せい剤取締法違反（営利目的所持）で摘発した。暴力団幹部らは、覚醒剤約 100 キログラムを、鹿児島徳之島の漁港に陸揚げした後、鹿児島新港着岸中のフェリー船内に駐車中の乗用車内に所持していたものである。押収された覚醒剤は、末端密売価格で約 70 億円相当であり、暴力団幹部らが東シナ海海上において船籍不詳の船舶から瀬取りしたとみられる。その後の捜査で 5 名を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で再逮捕するとともに、さらに関係者 2 名を同違反で逮捕した。



押収した覚醒剤



密輸に関与したとされる船舶

台湾来クルーズ旅客船台湾人乗客による麻薬（ケタミン）密輸入事件（海保・税関）

平成 28 年 4 月 7 日及び 14 日、関係機関と合同で、台湾から石垣港に入港したクルーズ旅客船内で、麻薬（ケタミン）を密輸入しようとした台湾人乗客を麻薬及び向精神薬取締法違反（密輸入未遂）で摘発した。

押収量 4 月 7 日 0.289 グラム

4 月 14 日 12.775 グラム（うち、ケタミンとたばこの葉が混在したもの 0.440 グラム）

マレーシア籍ヨット船長等（台湾人）による大量覚醒剤密輸入事件（海保・税関・警察・麻取）

平成 28 年 5 月、関係機関と合同で、那覇港に入港したマレーシア籍ヨットにおいて麻薬等（ケタミン 631.76 グラム、MDMA 等 66 錠及び 1.57 グラム）を不法所持していた船長等（台湾人）6 名を麻薬及び向精神薬取締法違反（不法所持）で摘発した。その後、船内の捜索差押を実施し、我が国において、過去最大量となる覚醒剤約 597 キログラム（末端密売価格約 418 億円）を発見したことから、密輸入しようとした同 6 名を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入未遂）で再逮捕した。



押収した覚醒剤等



密輸に関与した船舶

3 水際対策

国内外の関係機関との連携を強化。

瀬取りが行われる可能性がある海域において、巡視船・航空機による重点的な監視・警戒を実施。

薬物仕出地の可能性が高い地域から来航する船舶に対して、重点的な立入検査や監視を実施。